

家畜衛生情報 No.13 令和2年3月16日



西北地域県民局地域農林水産部 つがる家畜保健衛生所

津軽地区家畜衛生推進協議会

つがる市木造若竹2-1

TEL 0173-42-2276 FAX 0173-42-6087

精液・受精卵の保管には、 家畜人工授精所の 開設許可が必要です！

家畜人工授精所を開設していない方（家畜人工授精師・獣医師含む）は、自らの雌畜に利用する場合を除き、精液等を保管することが認められていません。

★ 家畜人工授精所の開設許可が必要な者

業務内容	実施者等	家畜人工授精所の開設の許可
精液・受精卵の生産	家畜人工授精師、獣医師	必要
	農家（自己利用）	不要
精液・受精卵の保管 （販売又は他者が飼養する牛に注入・移植するため）	家畜人工授精師、獣医師	必要
	農家	必要
精液・受精卵の保管 （自己が所有する牛に注入・移植するため）	農家	不要

上記の条件に該当し、家畜人工授精所を未開設の方は、

つがる家畜保健衛生所まで御相談ください。

お問い合わせ先 ■ つがる家畜保健衛生所 TEL: 0175-42-2276